

最大需要電力計—第 2 部：取引又は証明用

正 誤 票

区分	位置	誤	
本体	13 表 67	JIS 項目	
		検則項目	
		箇条 9 電子式計器の性能 (9.1 は除く。) A.1 個々に定める性能 a) 及び b)	第十八章第一節第一款第二目 “性能”
		正	
		JIS 項目	
		検則項目	
		箇条 8 電子式計器の種類 (8.0, 8.4 は除く。) 箇条 9 電子式計器の性能 (9.1 は除く。) A.1 個々に定める性能 a) 及び b)	第十八章第一節第一款第二目 “性能”

平成 29 年 4 月 1 日作成